

## 1. 下水道会計の現行推計

### (1) 市債返済金(借換え除く)、市繰入金(市税等)

○市債返済金は H20 年度で 10 億円超、H27 年度まで高水準で推移し、H28 年度以降に減少へ転じる。

\* 下水道事業に着手した当初の処理場や汚水幹線など、多大な先行投資の借入分の返済が、H27 年度まで続く。

\* 市債残高(主に建設費の財源として借入)は H20 年度末で約 127 億円、すでに残高のピークが過ぎており、今後も減少していく。

○市繰入金(一般会計から下水道会計への繰入金)は H20 年度で 9 億円弱、現行の使用料のまま据え置いた場合、当面は 9 億円超で推移する。

\* H28 年度以降、市債返済金の減少に伴い、市繰入金も減少すると推測される。

※市繰入金は、収入不足の補填だけではなく、雨水処理の経費や汚水分の市債返済金の一部など、国の繰出基準による公費負担分もかなり含まれている。

### (2) 現行の使用料収入

○近年の有収水量(使用料算定の使用水量)は、特に H19、H20 年度で非常に低い伸びにとどまっている。

\* 核家族化や単身世帯の増、節水傾向などにより、水量区分(2 箇月分使用水量)で 40m<sup>3</sup> 以下の使用が増えている。(件数全体の 6 割超を占める)

\* 大口事業所等の水量区分 2,000m<sup>3</sup> 超で大幅に水量が減っており、影響が大きい。

○有収水量の伸び悩みにより、使用料収入の増収幅もかなり縮小している。

\* 使用料収入は、前回の改定により H19 年度に一時増えたが、当初の見込みを下回っている。(H19 年度見込:308 百万円 → 実績:293 百万円)

○今後の有収水量は、年平均 60 千 m<sup>3</sup> の増加、現行の使用料のまま据え置いた収入では年 11 百万円の増収と推計する。

\* 水量区分 2,000m<sup>3</sup> 超の変動による影響は除外し、過去 5 年の水量増を考慮した。

\* 大口事業所等の水量は不安定な状況が続いており、あまり増加を見込めない。

## 2. 汚水処理費と使用料収入の比較

### (1) 依然として汚水処理費(使用料対象経費)が高く、使用料収入との格差は大きい。

※汚水処理費は、汚水処理に要する維持管理費や資本費(汚水分の市債返済金の一部)など、本来は使用料収入で全額賄わなければならない経費である。(国の繰出基準で定められている公費負担の経費を除く。)

○H20 年度時点の汚水処理費に対して、使用料収入は 6 割弱の回収率にとどまる。

○近年、維持管理費は横ばいだが、資本費が増えてきている。

○有収水量の伸びが鈍化しているため、使用料収入も計画どおり確保できていない。

(2) 現行の使用料のままでは、汚水処理費との格差は当面解消されない。

○H22 年度時点の汚水処理費に対して、現行の使用料収入では 7 割弱の回収率にとどまる。

○有収水量、使用料収入が今後増加するとともに、格差はある程度縮小していく。

○汚水処理費は、微増傾向が続き、削減は困難と考えられる。

\* 維持管理費は、処理水量の増、将来の増設や老朽化に伴い、増加が予想される。

\* 資本費は、H28 年度まで高止まり、H29 年度以降に減少へ転じる見通しである。

### 3. 周辺都市との現行使用料の比較

(1) 基本使用料や使用水量 40m<sup>3</sup> 以下では、周辺都市の水準をほぼ下回っている。

○基本使用料では全市を下回り、格差が大きい場合が目立つ。(最大で 5 割弱)

○使用水量 40m<sup>3</sup> 以下では、2 市を除き周辺都市の水準を下回っている。

○使用水量 80m<sup>3</sup> 以下でも、4 市を除き下回っている。

(2) 使用水量 120m<sup>3</sup> 超では、1 市を除き周辺都市の水準を明らかに上回っている。

○特に使用水量が多くなるほど、格差も非常に大きくなっている。

○超過使用料の累進度(現行倍率:2.1 倍)も、おおむね高いレベルにある。

### 4. 使用料見直しの考え方

(1) 一般会計からの補填、汚水処理費との格差を縮減するよう、応分の負担とする。

○市繰入金 が 9 億円超と多額であり、一般会計を大きく圧迫している状況を是正しなければならない。

○汚水処理費との大きな格差をできるだけ改善するよう、必要な改定を検討する。

(2) 周辺都市等における使用料も参考として、適正な水準へ見直しを図る。

○使用水量 40m<sup>3</sup> 以下で周辺都市の水準を下回っている現状を考慮し、基本使用料を重点的に見直しする。

○経営改善が必要な場合、国が 1 箇月分使用水量 20m<sup>3</sup> で 3,000 円(2 箇月分使用水量 40m<sup>3</sup> で 6,000 円)の水準を示しており、改定の目安とする。

○改定の対象は使用水量 100m<sup>3</sup> 以下までを中心とし、100m<sup>3</sup> 超では引上げを極力抑制する。

\* 多い水量区分の超過使用料は据え置き、高い累進度を緩和する。

## 5. 改定案の検討

H22 年度分より見直しする使用料として、以下のとおり改定案を検討した。

◇使用料体系(2 箇月分、税込金額)の改定案 (円)

水量区分	現 行 単 価	改定案1		改定案2		改定案3		改定案4	
		単 価	改定額	単 価	改定額	単 価	改定額	単 価	改定額
基本使用料 20 m <sup>3</sup> 以下	2,122	3,044	922	2,730	608	2,624	502	2,414	292
21～40 m <sup>3</sup>	157.50	189.00	31.50	178.50	21.00	178.50	21.00	178.50	21.00
41～100 m <sup>3</sup>	201.60	210.00	8.40	210.00	8.40	201.60	—	201.60	—
使用料収入	295 百万円	338 百万円		325 百万円		319 百万円		312 百万円	
増収見込額		43 百万円		29 百万円		24 百万円		17 百万円	
平均改定率		14.6%		9.9%		8.0%		5.8%	

※基本使用料以外は超過使用料(m<sup>3</sup> 当り単価)

※水量区分 100m<sup>3</sup> 超の超過使用料は現行のまま据え置き

※使用料収入は、H20 年度実績による試算額(現年度賦課額)

※平均改定率＝増収見込額÷使用料収入(H20 年度現行：295 百万円)

(1)改定案1 平均改定率:14.6%

○前回並みの平均改定率、基本使用料と水量区分 40m<sup>3</sup> 以下を中心に改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 922 円(43.5%)

○使用料(2 箇月分)の引上げ額は最大で 2,056 円(使用水量 100m<sup>3</sup> 以上)

(2)改定案2 平均改定率:9.9%

○市の中期財政見通しの推計値、基本使用料と水量区分 40m<sup>3</sup> 以下を中心に改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 608 円(28.7%)

○使用料(2 箇月分)の引上げ額は最大で 1,532 円(使用水量 100m<sup>3</sup> 以上)

(3)改定案3 平均改定率:8.0%

○基本使用料と水量区分 40m<sup>3</sup> 以下に絞って改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 502 円(23.7%)

○使用料(2 箇月分)の引上げ額は最大で 922 円(使用水量 40m<sup>3</sup> 以上)

(4)改定案4 平均改定率:5.8%

○基本使用料と水量区分 40m<sup>3</sup> 以下に絞って改定

○基本使用料(2 箇月分)の改定額は 292 円(13.8%)

○使用料(2 箇月分)の引上げ額は最大で 712 円(使用水量 40m<sup>3</sup> 以上)

## 6. 改定案の比較

【参考】 前回の審議会(H18年度)では、平均改定率 14.6%と決定されている。

○基本使用料の改定額は 316 円(17.6%)、超過使用料の改定率は 18.1%~9.4%

\* 一般家庭の標準的な使用水量 40m<sup>3</sup> での引上げ額は 800 円(17.9%)

○今後は大幅な改定とならないよう、段階的に見直ししていくことも提言されている。

◇使用料(2 箇月分、税込金額)改定案の比較

(円)

使用水量	現 行 使用料	改定案1		改定案2		改定案3		改定案4	
		使用料	比較	使用料	比較	使用料	比較	使用料	比較
20m <sup>3</sup> 以下	2,122	3,044	922	2,730	608	2,624	502	2,414	292
30m <sup>3</sup>	3,697	4,934	1,237	4,515	818	4,409	712	4,199	502
40m <sup>3</sup>	5,272	6,824	1,552	6,300	1,028	6,194	922	5,984	712
50m <sup>3</sup>	7,288	8,924	1,636	8,400	1,112	8,210	922	8,000	712
60m <sup>3</sup>	9,304	11,024	1,720	10,500	1,196	10,226	922	10,016	712
100m <sup>3</sup>	17,368	19,424	2,056	18,900	1,532	18,290	922	18,080	712

※使用水量 100m<sup>3</sup> 超の使用料の引上げ額は、100m<sup>3</sup> の場合と同額

※一般家庭の標準的な使用水量は 40m<sup>3</sup>

(1)改定案1 平均改定率:14.6%

○基本使用料の改定率が非常に高く、使用水量 40m<sup>3</sup> でも 1,552 円(29.4%)の引上げと高い。

○使用水量 100m<sup>3</sup> 以上では、2,056 円の引上げに抑制している。

(2)改定案2 平均改定率:9.9%

○基本使用料の改定率が前回は上回り、使用水量 40m<sup>3</sup> でも 1,028 円(19.5%)の引上げで上回る。

○使用水量 100m<sup>3</sup> 以上では、1,532 円の引上げにとどまり、かなり抑制している。

(3)改定案3 平均改定率:8.0%

○基本使用料の改定率が前回は若干上回り、使用水量 40m<sup>3</sup> でも 922 円(17.5%)の引上げでやや上回る。

○使用水量 50m<sup>3</sup> 以上の引上げは、前回と比べて大幅に抑制している。

(4)改定案4 平均改定率:5.8%

○基本使用料の改定額が前回は若干下回り、全ての使用水量の引上げ額が下回る。

○使用水量 40m<sup>3</sup> でも 713 円(13.5%)の引上げにとどまり、50m<sup>3</sup> 以上では大幅に抑制している。また、国が示す 2 箇月分水量 40m<sup>3</sup> で 6,000 円の水準にほぼ達する。

## 7. 改定後の見通し

使用料の算定期間を H22 年度から H24 年度の 3 箇年とし、改定後の使用料収入の試算に基づく市繰入金等の見通しは以下のとおりである。

### ◇市繰入金の見通し

(百万円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	3 箇年計	H25 年度	H26 年度
現 行	915	900	875	2,691	942	930
改定案1	874	851	824	2,549	890	876
	△42	△49	△51	△142	△52	△54
改定案2	887	867	840	2,595	907	893
	△28	△33	△34	△96	△36	△37
改定案3	893	873	847	2,613	913	900
	△23	△27	△28	△78	△29	△30
改定案4	899	881	855	2,634	921	908
	△17	△20	△20	△56	△21	△21

※改定案の下段は、現行と比べた縮減効果。

※H22 年 5 月末納期分より使用料を改定。H25、H26 年度は参考値

### ◇汚水処理費と使用料収入の格差

(百万円)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	3 箇年計	H25 年度	H26 年度
現 行	159	150	118	426	119	145
改定案1	117	101	67	285	67	91
改定案2	130	116	84	330	83	109
改定案3	136	123	90	349	90	116
改定案4	142	130	98	370	98	124

(1) 現行の使用料のままでは市繰入金が 9 億円を超えて推移するが、いずれの改定案でも 3 箇年については 9 億円以下に抑制できる。

○市の中期財政見通しでは、使用料の改定率を 10% (ほぼ改定案2に相当) と見込んでおり、改定案3、改定案4については、市の財政負担との調整が必要である。

(2) 汚水処理費と使用料収入との格差は、いずれの改定案でも H24 年度までに解消することはできないが、3 箇年の間で 3 割から 1 割程度の改善が見込まれる。